

新井郷川排水機場一般廃棄物運搬処理業務委託実施要領

1 総 則

本委託業務は、新潟県が管理している新井郷川排水機場において、令和 8 年度に発生する一般廃棄物の運搬処理を本実施要領により行うものである。

本実施要領において、新潟県新発田地域振興局長を甲、業務受託者を乙という。

2 管理者及び管理者代理人

甲は、新発田地域振興局長を本委託契約における管理者に、同局農村整備部農村計画課新井郷川排水機場担当者を管理者代理人に、それぞれ指定する。

3 業務代理人

乙は、業務の実施に関し、業務を実施する責任者で業務に従事するものを指揮・監督する業務代理人を定め、甲に通知するものとする。これを変更したときも同様とする。

4 業務内容

(1) 業務の範囲

本業務は、新井郷川排水機場において発生する一般廃棄物を、同機場廃棄物仮置き場から新潟市亀田清掃センターへ車両により運搬し、同センターに引き渡し処理を依頼するものである。

なお、廃棄物の運搬車両への積み込みは、塵芥分別処理業務委託（※）受託者が行う。また、同センターに支払う廃棄物引き受け料金は本契約に含み、廃棄物持ち込みに関して同センターとの間で必要となる一切の手続きは乙が行うものとする。

※ 塵芥分別処理業務委託は別途契約を行う。

(2) 廃棄物運搬の指示等

廃棄物運搬は、管理者の指示により実施することとし、管理者は原則的に運搬日前日の正午までに、業務代理人に指示するものとする。但し、大規模な洪水時等廃棄物の場外搬出を緊急に行わなければならない場合はこの限りではない。

一回の指示(通常時の運搬)における運搬量は約 20 t を想定している。これを、数回に分けて処理場へ運搬することとする。1 日で運びきれない場合は、翌営業日にまたがっても差し支えない。(運搬車両に制限は設けないが、構内及び運搬通路を安全・確実に走行できる車両とする)

運搬車両積み込み時の荷台高さは、新井郷川排水機場に配置してあるホイールローダーの制限から 2.5m 未満とする。

(3) 人員配備

本業務は運搬車両の運転手及び補助員により遂行すること。

(4) 業務人員等の届出

乙は、本業務に従事する人員の名簿及び所要の資格証の写しならびに運搬車両の車検証の写しを管理者に提出しなければならない。

(5) 業務遂行の証明

乙は、亀田清掃センターが発行する計量票の写し(運搬・処理量を確認する)、業務実施状況写真(運搬の都度、車両への廃棄物の積み込み前、積み込み後の状況及び清掃センターへの引き渡し状況を記録するもの)等業務の遂行を証明する記録を作成しなければならない。

5 業務成果の記録・報告

(1) 業務実績報告書

乙は、毎月末締めで、業務の成果に関する資料を業務実績報告に取りまとめ、速やかに管理者に提出するものとする。

業務実績報告書には、次の項目を含めなければならない。

- ・業務遂行を証明する記録資料
- ・作業月報等(運搬指示日、運搬日及び運搬者名等を記録したもの)

また、乙は、これらの記録資料を、甲の求めがあった場合に、すみやかに提出するものとする。

(2) 年間業務成果報告書

乙は、契約期間における業務成果として年間業務成果報告書(業務実績報告書の記載項目を取りまとめ集計したもの)を契約期間満了時に提出しなければならない。

6 関係法令の遵守

乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法及びその他関係法令を遵守し、誠実かつ安全に業務を遂行しなければならない。

7 その他

(1) 塵芥分別処理業務との調整

廃棄物の運搬車両への積み込み等塵芥分別処理業務との調整の必要がある場合には、業務代理人等は、これを管理者代理人に求めること。

(2) 協議等

業務遂行にあたり、本実施要領に定めのない事項その他疑義等が生じた場合には、乙は甲に協議すること。